

知財は ここから。



令和 9 年度 INPIT 知財力開発校支援事業

公 募 要 領

令和 8 年 10 月

独立行政法人
工業所有権情報・研修館

令和9年度 INPIT 知財力開発校支援事業 公募要領

目 次

1. INPIT「知財力開発校支援事業」の趣旨及び目的.....	3
2. INPIT「知財力開発校支援事業」の概要	4
3. 応募条件	4
4. 募集予定校数・事業期間	5
5. 事業スケジュール（予定）	5
6. 参加校が実施する事項	6
7. 支援対象の活動経費.....	9
8. 公募スケジュール	12
9. 応募方法.....	13
10. 審査方法・審査項目	13
11. 著作権等について.....	14
12. その他注意事項	14
13. 問い合わせ先	15
14. 別表 ―― 知財学習の要素.....	16

1. INPIT「知財力開発校支援事業」の趣旨及び目的

日本が持続的な経済成長を実現するためには、科学技術・イノベーションを持続的な経済成長を実現する原動力として捉え、我が国の成長戦略の柱として位置付けていくことが重要です。

そのためには、『未来の産業人材』である高等学校や高等専門学校で学ぶ生徒・学生に対しては、自分たちの社会が様々な知的財産により豊かになっていることに気付きを与え、それらがどのように継承もしくは普及されてきたのかを知ることにより、知的財産を保護したり活用したりする意義についての理解を深めさせることが重要であり、それらへの理解の結果、楽しみながら自ら創造していこうとする態度を育成し、様々な情報を統合して考察しつつ、社会に貢献できる能力を育成することも求められています。

また、自らの専門的知識や技能で創造を行ったり、実際の商品や企業活動などを学んだりする機会の多い専門高校や高等専門学校で学ぶ生徒・学生にあっては、その機会を積極的に活用して、自ら創造した成果を、社会において自らの財産や権利として守り・活かすために必要な社会の仕組みを学んだり、創造物と社会（創造者と活用者）の関わりについて観察することも求められています。

これらの学びを通じて育まれる知識や態度は、企業など産業界の一員として活躍する際には重要な力となり得ます。

以上の趣旨に基づく本事業の目的は、以下のとおりです。

① 知財学習を推進する高等学校・高等専門学校と教員の取組を支援する

本事業における「知的財産学習（知財学習）」とは、知的財産の保護や権利の活用についての知識や情意、態度を育む学習であり、それらの学習の結果、創造を通じて社会貢献できる能力を育成するものです。すなわち、生徒・学生が、身の回りのアイデアが社会では知的財産権として保護されていることや、ビジネスの中で権利として活用されていることの実態に触れながら、知的財産制度の意義（保護・活用の重要性）を学習することが趣旨であり、その結果として、創造を通じた社会貢献を考える学習です（法律や制度を直接学ぶ授業や、商品開発の実践を必ずしも意味しません）。

② 参加した学校と教員の取組の成果を活かし、広く知財学習を普及させる

現状、知的財産の保護や権利の活用に関する内容を教員が授業で扱うにあたって有用な教材類や指導マニュアル、指導例、具体的な題材（商品例）、さらには、教員の授業ノウハウ等が、十分に整備普及されているとはいえません。

本事業では、参考となる教材例や教員間の交流・研鑽の場等を提供して、学校や教員の取組を支援しつつ、その取組の成果（知的財産の保護や権利の活用に関する内容についての具体的な授業内容など）についても、教員間の交流・研鑽を活かし、さらには他校への普及も図っていきま

す。

2. INPIT「知財力開発校支援事業」の概要

本事業は、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下、「INPIT」という。）が、高等学校、中等教育学校（後期課程）及び高等専門学校において知財学習を推進する学校と教員（以下、「参加校」という。）に対する支援を行うとともに、その成果を収集し広く普及するものです。

（１）参加校への支援

- ① 活動経費の支援（所定の費目に限る） ※詳細は「7.支援対象の活動経費」を参照
- ② 教員同士の交流や研鑽の場の提供
- ③ 教材例や参考事例の紹介

（２）成果を収集し広く普及

- ① 参加校からの知財学習の取組等についての報告書等の提出
- ② 報告書等の公開

3. 応募条件

本公募では、以下①～③を全て満たす応募を受け付けます。

- ① 高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校（後期課程）又は高等専門学校（専攻科を除く）であること。
- ② 1 学校当たり 1 件の申請であること。
例えば、普通科と工業科または工業科と商業科のように複数の学科を有する学校の場合、同一年度に複数の学科で別々に応募することはできません。学校単位で主となる学科を選択の上で応募してください。
- ③ 本事業に参加実績がある場合、学校単位で通算 4 回目までの応募であること。
「学校単位で通算 4 回目まで」とは、「知財力開発校支援事業」（令和 2 年度～現在）への参加回数を指します。前身事業（平成 31 年度公募以前）への参加回数は、通算に含めません。

4. 募集予定校数・事業期間

本事業では、募集校数・事業期間を以下のとおり予定しています。ただし、募集校数・支援対象経費については、募集状況及び予算の範囲内において調整を行うことがあります。

募集校数	事業期間	支援対象経費
70 校程度 ※1	1 年間 (令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月 ※2)	年間 50 万円以内

※1… 専門的知識や技能を生かして知財学習に取り組みやすい専門高校¹ 及び高等専門学校について 40 校程度、普通科高校及び中等教育学校（後期課程）について 30 校程度の募集枠を想定しています。

※2… 活動経費支援を利用できる期間は、令和 10 年 1 月末頃までです（2 月・3 月には精算に係る手続を行うため、これまでに活動経費の利用を完了し、関連書類を提出いただきます）。

5. 事業スケジュール（予定）

本事業では、事業スケジュールを以下のとおり予定しています。ただし、実施時期・内容は現時点の予定であり、変更となる場合があります。

時 期	INPIT が行う事項	参加校が行う事項
令和 8 年	10 月 1 日～11 月 16 日	公募 応募（申請書の提出）
令和 9 年	1 月末～2 月上旬頃	採択校決定・ 審査結果の通知
	3 月下旬	新規参加校向けオリエン テーション
	4 月 1 日～	令和 9 年度事業開始
	4 月頃	取組計画共有会
	～5 月中旬頃	取組計画書の 作成・提出※
	5 月下旬頃～	支出計画の承認（順次）・ 活動経費の支給
	7 月下旬～8 月下旬頃	研究会
	12 月頃	報告書の提出
令和 10 年	1 月中旬～下旬頃	年次報告会
	1 月下旬頃	会計帳簿及び 支出証拠書類等の提出
	2 月～3 月頃	経費の確定

※5 月頃に取組計画書及び支出計画書を提出していただき、内容等を確認した上で問題がなければそのまま承認しますが、内容等に疑義が生じた場合には、学校に改善を求めることがあります。

¹ 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報又は福祉に関する専門教育を主とする学科を有する高等学校又は当該専門教育を主とする学科を有する中等教育学校（後期課程）

6. 参加校が実施する事項

(1) 取組計画書、支出計画書の提出（5月頃）

年間の知財学習の取組計画や支出計画を記した「取組計画書」と「支出計画書」を提出し、INPITの承認を受けてください。これらの計画書は、公募時に提出した申請書の内容を基に、取組計画をより詳細・具体的に整理して記載いただくものです。計画書の様式及び項目等は、公募の参考資料をご覧ください。

■ 知財学習の取組は、各校の経験段階や取組の目的等に応じて計画してください。

【学校や教員の経験段階による実施例】

- ① 有識者による校内セミナーなど、外部能力を活用した取組を実施する段階
(目安：取組1年目)
- ② ①の取組に加え、既存の教材等を活用し、教員自らが主体的に取組を実施する段階
(目安：取組1～2年目)
- ③ ①②の取組に加え、自校の専門性や生徒・学生の学習進捗度に応じて教員自らが作成した教材や資料を活用するなど、各学校の特色を活かした取組を実施する段階
(目安：取組2～3年目以降)

複数年にわたり知財学習に取り組むことで、各参加校における取組は、学校や教員の経験段階に応じた次のようなステップアップが考えられます。

(取組の例) ※括弧内は学校や教員の経験段階との対応

- 弁理士による校内セミナーを開催し、模倣品とその影響に関して学ぶ (①)
- 企業技術者による講演会を開催し発明者の苦勞を知ることにより、アイデアを尊重し権利として保護する意義を実感する (①)
- 企業知財担当者による講演会を開催しアイデアを権利化せずに商品化したことにより苦勞した事例を知ることにより、アイデアを権利として保護することの意義を理解する (①)
- アイデアの創作活動の中で、知的財産権制度入門テキスト等を利用して、そのアイデアを法的に保護する社会の仕組みについて学ぶ (②)
- アイデアの創作活動の中で J-PlatPat を活用して特許情報に触れることにより、アイデアが実際に権利として保護されていることを学ぶ (②③)
- 既存の教科の授業の中で身近な商品に関連する知的財産権を紹介することにより、1つの商品が様々な知的財産権で守られていることを理解する (②③)
- 既存の教科の授業の中で実際の事例を紹介することにより、権利の活用 の 態 様 としてライセンスの仕組みがあることを学ぶ (②③)
- パテントコンテスト、デザインパテントコンテストへの応募に向けた取組を通じて、自らのアイデアが知的財産権として保護され、社会で活用される姿をイメージする (②③)

上記のほか、具体的な取組の例は、本事業の事例集・実践事例報告書等を参照してください。

◆ 令和 6 年度 知財学習取組事例集

<https://www.inpit.go.jp/content/100884546.pdf>

◆ 令和 7 年度 知財学習取組事例集

<https://www.inpit.go.jp/content/100887556.pdf>

◆ 取組に関する情報（採択校・取組報告書）

<https://www.inpit.go.jp/jinzai/educate/chizairyoku/report.html>

また、取組については以下の注意を踏まえて企画してください。

（注意）

- 知的創造サイクルには「創造」「保護」「活用」の各領域がありますが、本事業における「知財学習」は、知的財産の保護や権利の活用についての知識や情意、態度を育む学習であり、その学習の結果として、創造を通じて社会貢献できる能力を育成するものですので、参加校が実施する取組は、生徒・学生が「保護」「活用」の各領域について広く意識を持ち、理解し、又は体験するようなものであることが求められます。
- このため、参加校が実施する取組には、「14.別表」に掲げる「知財学習の要素」のうち、「Ⅱ 財産として保護・尊重する意識」又は「Ⅲ 社会で活用する知恵と行動力」の領域に属する要素を取り込むことが必須となります。
- 特許出願等により権利化をしたり、取得した権利を現実を活用したりすること（生徒・学生に実際に体験させること）までを必ずしも求めるものではありません（実体験させることを妨げません）。例えば、既存の教科の授業の中で定期的に、保護及び活用の意義（模倣品の被害など）に関する話題を 5 分程度扱い、生徒・学生が知識として学び、理解することも、取組の一例です。
- 本事業で商品開発・アイデア創造・ものづくり等の取組を行う場合には、それらの取組における知的財産権の意義など、知的財産の保護・権利の活用について（実際の体験ではなくとも）学ぶこととし、単なる「アイデア（技術等）の活用による創作活動」（創造のみ）の取組とならないよう注意してください。

（２）自校での知財学習の実施

各参加校は、承認を受けた計画書の内容に沿って、知財学習の取組を実施してください。

(3) INPIT が実施する以下の会合への参加

参加校は、下記の 3 会合に必ず参加してください。会合は対面での参加を原則とします。

会合の名称	開催予定時期	参加者
事業説明会	4 月下旬頃	学校長（※）及び担当教員 各 1 名
研究会	8 月下旬頃	担当教員 1 名
年次報告会	1 月中旬・下旬頃	担当教員 1 名

（※ … 新規参加校及び新任の学校長の方に、ご参加をお願いしています）

上記表中の「参加者」の旅費は事業運営事務局の経費から支出しますので、各校で負担いただく必要はありません。

また、学校の経費や本事業の支援経費を利用して、出席者を追加することも差し支えありません。

なお、これらの会合は教職員向けに開催するもので、生徒・学生向けのものではありません。

上記会合では、参加校における知財学習に関する取組を支援するため、以下のような内容を実施する予定です。

■ 会合で実施する主な内容

①研修

知財の専門家等による講演、知財学習の経験のある教員による模擬授業等を通じ、教員自身が知財及び知財学習についての知見を深める

②研究協議

グループに分かれて教員各々が取組内容の報告・共有を行い、この内容について意見交換を行う

③交流

知財学習に取り組む教員同士が情報交換・意見交換を行う

(4) 「報告書」の提出（1 月頃）

実施した知財学習に関する取組の内容を整理し、各取組の具体的な内容について取りまとめ、各取組による生徒・学生の保護・活用に関する意識の変容を含めて「報告書」として提出してください。報告書の様式及び項目等は、公募の参考資料をご覧ください。

なお、参加校が作成し INPIT に提出する報告書及び教材等の資料は、必要に応じて改変を加えた上で、ホームページ等を通じて広く公開し、INPIT 及び他の教育機関等において利用する場合があります（詳細は、「11. 著作権等について」参照）。

（５）会計帳簿及び支出証拠書類等の提出（１月下旬頃）

経費処理マニュアルに定める要領に沿って活動経費を適切に管理し、期日までにその会計帳簿及び支出証拠書類を提出してください。会計帳簿の様式等は、公募の参考資料をご覧ください。

7. 支援対象の活動経費

本事業での活動経費支援の対象は、以下の（a）～（g）の経費項目に該当するもので、その年度の知財学習の取組に必要な経費であって、学校の規程等に基づき校内での必要な手続・決裁等を経て行われた支出のうち、本事業の経費処理マニュアルの内容に沿うものです。これらの支出を、本事業の支援を受ける活動経費として計上することができます。

支出目的及び使用できる期間には、一定の制限がありますのでご注意ください。活動経費についての詳細は、公募の参考資料内の「活動経費処理マニュアル」をご覧ください。

経費項目・その内容の一覧

経費項目		経費の内容	備考
(a)書籍購入費	支出目的	知財学習 ^(注) に利用、又は、生徒・学生の出願経験(模擬を含む)に利用	クラス人数相当の購入は可能ですが、書籍等は教室に配架するなど学校の備品として扱ってください(生徒・学生への個人配布については活動経費として認められません)。書籍等の送料を含みます。
	支援額	法令集、手引書等の資料や書籍等の金額、又は、先行技術の学術論文などの資料や書籍等の金額	
(b)校内セミナー等開催費	支出目的	知財学習 ^(注) に関する校内セミナーやクラス単位の特別授業等の開催	
	支援額	講師の旅費、謝金、及び、講演資料等の印刷複写費等	
(c)研修費	支出目的	知財学習 ^(注) に関する知識を習得するための校内教員及び生徒・学生の研修・講習会・説明会・セミナーへの参加及び企業訪問	有料の研修・講習会・説明会・セミナーに参加する場合の受講料、販売実習に係る旅費は支援対象外です。
	支援額	教員及び生徒・学生の旅費	

(d)創作費	支出目的	学校の授業(課題研究等)やクラブ活動において創作を行う際に、知財学習 ^(注) の内容を扱う場合	
	支援額	授業等で生徒・学生が実際に創作(研究、商品開発)に用いる材料費及び運搬費等	
(e)取組相談費	支出目的	本事業の取組内容に関して、本事業のアドバイザーから助言を受ける場合	1事業期間あたり1回(1名)分は事業運営事務局経費から支出しますので計上する必要はありません。 1事業期間中に2回以上相談を受ける場合のみ計上してください。
	支援額	アドバイザーの旅費、謝金	
(f)出願相談費	支出目的	出願書類(模擬出願書類を含む)の作成を行う場合	実際の出願に係る弁理士への相談料・旅費は支出できますが、出願書類の作成料・特許庁への出願料等の支出は認められません。
	支援額	弁理士等の専門家の相談料、旅費	
(g)活動報告費	支出目的	本事業の活動を記録・報告する場合及び校内教職員や生徒・学生、保護者や他校へ配布・普及する場合	備品扱いの物品(例えばビデオカメラ)への支出は認められません。
	支援額	パンフレット・リーフレット作成費、報告書の印刷複写費、INPITへ提出する媒体費等	

(注) 本事業における「知財学習」とは、「知的財産の保護や権利の活用についての知識や情意、態度を育む学習」ですので、これらに関連する内容を含むことが必須となりますが、「創造」に関する内容を含むことを妨げるものではありません。

活動経費に関する留意事項

- ① 知財学習の取組については各校で自由に企画・実施することができますが、活動経費を利用できる範囲については、上記の表の内容に限られます。
- ② 経費の事務処理等については、INPIT が契約する事業運営事務局の指示に従ってください。
5 月頃に支出計画書を提出していただき、内容等を確認した上で問題がなければそのまま承認しますが、内容等に疑義が生じた場合には、学校に改善を求めることがあります。さらに、提出された支出計画書等の書類の内容の改善が図られない場合については、採択を取り消すことがあります。
また、採択後であって、事業が進展していくなかで、経費の支出等において疑義が生じた場合には、学校に改善を求めることがあります。その改善が図られない場合については、採択の取消し及び支援対象経費全額の返金を求めることがあります。
- ③ 旅費は、各校の属する県等の規程により所属長より発せられた旅行命令に基づく内容に対して、各校の属する県等の旅費規程等に基づき支出を行います。
- ④ 謝金等の各種支出について、各校の属する県等の規程において定めがあるものは、その規程に基づいて支出を行います。県等の規程に定めがない場合は、INPIT または事業運営事務局の定める謝金支出規程に準じて支出を行います。

活動経費として計上する必要のない費用

- ① 「取組計画共有会」、「研究会」、「年次報告会」への参加時（「6. (3) INPIT が実施する以下の会合への参加」参照）において、会場までの旅費が発生する場合は、会合毎に以下の表の人数に限り、事業運営事務局から旅費を支給します。したがって、それらの旅費を活動経費に計上する必要はありません。ただし、下表の人数を超えて参加する場合、その分の旅費は活動経費から支出することも可能です。その際には、活動経費に計上ようにしてください。

会合の名称	開催予定時期	参加者
取組計画共有会	4 月頃	学校長 1 名及び担当教員 1 名まで
研究会	7 月下旬～8 月下旬頃	担当教員 1 名まで
年次報告会	1 月中旬・下旬頃	担当教員 1 名まで

- ② 知財学習の取組に関して本事業のアドバイザーから助言等を受ける場合のアドバイザーの旅費及び謝金は、1 事業期間あたり 1 回（1 名）分に限り、別途、事業運営事務局から支出します。したがって、それらの経費を活動経費に計上する必要はありません。ただし、1 事業期間中に 2 回以上助言を受ける場合、1 回を超える分の旅費及び謝金は、活動経費から支出することが必要となります。

本事業の活動経費として認められない費用

本事業の活動経費は、生徒・学生の知財学習の取組に必要な経費を支援するものです。このため、学校備品の購入・備品の破損による買替え等、販売し対価を得るために製造する物品の原材料費や販売活動に係る旅費、学校の広報活動費、企業等の有識者への試作品やデザイン案の作成を依頼する経費、特許等取得費用、本事業実施のために雇い入れた職員の人件費、検定受検費用、個人の所有になるもの、自己の研究のための経費、本事業に参加をしていない場合にも必要となる経費等は、支援の対象外となります。

8. 公募スケジュール

本事業の公募の期間、及び今後のスケジュールについては以下のとおりです。
ただし、実施時期・内容は現時点の予定であり、変更となる場合があります。

- | | |
|----------------|-------------------|
| ①募集開始 | 令和8年10月1日（木） |
| ②募集締切 | 令和8年11月16日（月）【必着】 |
| ③審査 | 令和8年11月下旬～令和9年1月 |
| ④採択校決定・審査結果の通知 | 令和9年1月末～2月上旬頃 |
| ⑤事業開始 | 令和9年4月1日～ |

（次ページにつづきます）

9. 応募方法

申請書を作成し、電子メールにて提出期限までに INPIT（提出先）へ提出してください。また、提出にあたっては、必ず学校長の許可を得た上で、学校としてご応募ください。

（申請書のダウンロード）

<https://www.inpit.go.jp/jinzai/educate/chizairyoku/kobo.html>

INPIT トップページメニューより「知財人材の育成」→「知財力開発校支援事業」→「参加校公募情報」のページからダウンロードしてください。様式は Excel 形式となります。

（提出先）

＜電子メール件名＞ 「開発校応募：（提出学校名）」としてください。

＜電子メール送信先＞ **ip-jz08@inpit.go.jp**

（@の前は「アイ・ピー・ハイフン・ジェー・ゼット・ゼロハチ」）

なお、ファイルサイズが7MBを超える場合には、ファイルを分割し、件名に「当該メールの順番／総メール数」を追記して送信してください。

＜提出先＞ 独立行政法人工業所有権情報・研修館 知財人材部 人材育成環境整備担当

応募メールを INPIT で受信すると、受信日を含む3営業日以内にメールで応募者に受領確認の連絡を返信します。4営業日目に入っても返信がない場合は不着の可能性がありますので、必ず電話でお問い合わせください。メールアドレス誤入力等により期限内に INPIT が受信できなかった場合、その応募は受付できませんのでご注意ください。

10. 審査方法・審査項目

（1）審査方法

本事業は、有識者等で構成される「知財力開発校支援事業推進委員会」（以下「推進委員会」という。）による申請書類の書面審査、必要に応じて実施する事業計画の実現可能性等を確認することを目的とした面接審査等を基に、応募校の参加実績、地域・学校種等のバランスを鑑み、採択校を選定します。

申請書に記載された計画は、選定審査に用いられる他、担当アドバイザーの決定、取組の実施に関する助言、会合での意見交換などの基礎資料となります。実際の年間の取組や活動経費の支援対象を厳密に制限するものではありませんが（採択後に作成いただく支出計画書と併せて「取

組計画書」を提出し INPIT の承認を得ることにより計画の変更は可能です)、応募時に可能な限り具体的に記載してください。

なお、採択後には、採択の事実を INPIT のホームページや広報用資料等で公表する予定です。

(2) 審査項目及び審査の主な観点

審査項目及び審査の観点	
① 応募条件	応募条件を満たしているか
② 実施内容	本事業の目的に合致しているか 達成したい状況／効果が明確かつ妥当か 各取組の内容・方法が具体的かつ効果的か 各取組の内容・方法がこれまでの知財学習の経験や内容からみて妥当か 各取組のねらいが明確かつ妥当か 将来（令和 10 年度以降）を見据えた計画となっているか 取組の内容・方法からみて申請経費は妥当か
③ 実施体制	実施体制が十分に考慮されているか

11. 著作権等について

参加校が作成し本事業の成果物として INPIT に提出する報告書及び教材等の資料の著作権は INPIT に帰属するものとし、著作者は著作者人格権を行使しないことに同意いただきますので、各学校は、これらの点について理解した上で応募してください（応募があった時点で同意したもののみなします）。またこれらは、必要に応じて改変を加えた上で、ホームページ等を通じて広く公開し、INPIT 及び他の教育機関等において利用する場合がありますので、各学校は、他人の著作権や肖像権等の侵害とならないよう、注意を払って作成してください。

12. その他注意事項

本事業の採択後において、本公募要領を遵守できない場合、申請書において虚偽が見つかった場合、その他事業参加を継続することについて認めがたい事実がある場合には、採択の取消し及び支援対象経費全額を返納していただくこととなります。

参加校が作成して INPIT に提出する申請書・取組計画書等の資料は、本事業の運営及び取組支援のために、本事業の関係者（事業運営事務局、アドバイザー等）に共有を行う場合があります。

13. 問い合わせ先

独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT） 知財人材部 人材育成環境整備担当

〒105-6008 東京都港区虎ノ門4－3－1 城山トラストタワー 8階

E-MAIL：ip-jz08@inpit.go.jp

（@の前は「アイ・ピー・ハイフン・ジェー・ゼット・ゼロハチ）」

電話：03-3581-1101 内線 3912

※お問い合わせいただく際は、なるべく電子メールでお願いいたします。

電話は、大代表として特許庁につながりますが、内線で担当部署につながります。

14. 別表 ―― 知財学習の要素

領域	知財学習の要素	取組例（○：導入レベル、★：発展レベル）
I 創造し表現する体験	(1) 創造性を鍛える (2) 情報を利用する能力 (3) 発想や技術を表現する能力 (4) 観察力を鍛える (5) 技術等を体系的に把握する能力	○ 発想法の学習 ○ 具体的な創作活動 ★ 感性を育てる学習 ○ J-PlatPat の導入的な利用 ★ 自らの創作物について先行技術を検索する ★ 技術ニーズ等の調査への活用 ★ 調査した特許技術を自身の課題に活用する ★ サーチ戦略を学ぶ (何を、どの範囲で、どのように) ★ 特許マップなど情報分析について知る ○ 自らの創作物を文章や図面で表現する ○ 技術の「本質」を把握し表現する ★ 自らの創作物を特許請求の範囲で表現する ★ 自らの創作物と先行技術との違いを表現する ★ 自らの創作物の課題や効果を表現する ★ 技術の分類を学ぶ ★ 意匠や商標の分類を学ぶ
II 財産として保護・尊重する意識	(6) 商品や社会とのつながりの理解 (7) 保護・尊重する意識 (8) 技術等と権利の対応関係を把握する能力 (9) 手続の理解	○ 身近な商品の権利を確認する ★ 自らの課題に関連した既存の権利を確認する ○ 模倣品とその影響を知る ○ 企業の模倣品対策を知る ★ 自らの創作物についての出願を实践 ★ 権利化せずに失敗した事例を知る ★ 身近な訴訟の事例を知る ★ 特許請求の範囲を読み、権利の広がりを考える ★ 権利範囲に「入る」「入らない」を事例で考える ○ 出願手続での弁理士の役割を知る ★ 出願の手続を自ら経験する

Ⅲ 社会で 活用する 知恵と 行動力	(10) 権利を活用する能力 (11) 産業や経済との関係性の理解	○ 権利でビジネスを独占している事例を知る ★ 多様な権利（特・意・商）の活用事例を知る ★ 他者へのライセンスで商業化した事例を知る ★ 標準について事例を知る ★ 営業秘密（ノウハウ化）について事例を知る ★ 企業等における知的財産活動について知る
Ⅳ 社会制度 の理解	(12) 制度の学習 (13) 専門家、資格制度に関する知識	○ 知的財産権の種類（特・意・商）と概要を学ぶ ○ 新規性と進歩性を学ぶ ★ 制度の全体把握（知的財産権制度入門テキスト） ★ 周辺法の概要を知る（著作権法、種苗法等） ★ 制度や発明の歴史を学ぶ ★ 他のテキストや国際的な制度知識を学ぶ ★ 弁理士、知的財産管理技能検定について知る

再掲

（注意）

知的創造サイクルには「創造」「保護」「活用」の各領域がありますが、本事業における「知財学習」は、知的財産の保護や権利の活用についての知識や情意、態度を育む学習であり、その学習の結果として、創造を通じて社会貢献できる能力を育成するものであるから、参加校が実施する取組は、生徒・学生が「保護」「活用」の各領域について広く意識を持ち、理解し、又は体験するようなものであることが求められます。このため、参加校が実施する取組には、別表に掲げる「知財学習の要素」のうち、「Ⅱ 財産として保護・尊重する意識」又は「Ⅲ 社会で活用する知恵と行動力」の領域に属する要素を取り込むことが必須となります。